

には政府提出とすべきものであり、第二には技術的に幾多の困難がある」というにあるようあります。しかしながら、われわれ社会党は、そらは考えません。政府に仕える役人の不法行為に対する救済立法をその政府に求めることは、あたかも木によつて魚を求むるがごとく、又百年河清を待つに等しいものと考えるのであります。かかる人権擁護の立法こそ、進んで議員提出とすべきものであり、技術的な困難に至つては、この道に練達堪能な法務委員の克服すべき、また容易に克服し得る枝葉の問題と考えるのであります。

一方にも国会が政府提出法案の審議

のものをもつて能事終れりとするなら

ば、国会は、各常任委員会は、ついに

政府の下請機関と化し、國權の最高機

関るに値いしないのみならず、行政

府と対立する立法院の名をもみすから

放棄することになるのであります。

かりとすれば、不起訴処分の場合の刑事補償も、無罪の裁判があつた場合の（の権利）とすべきものであつて、不起訴の場合の補償だけを恩恵的なものとする理由は少しもないと申さなければなりません。いわんや、その補償を与えるか否かの決定を当該検察官にまかせるがごときは、あたかも刑事被告人に自分の裁判をやらせるようなものであり、その不合理なることはもちろん、人は、かかる意見の根底に、單なる官僚のセクショナリズムだけではなく、檢察権と裁判権のいまだ分離しない、封建的專制的な体臭をすら感ずる

のであります。

以上の観点に立つて、われわれ社会

党は、あえて議員提案として、本改正案の提出に及んだのであります。な

お、本法案に関する逐条説明を参考資料として皆様のお手元にお配りいたし

ました。何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決せられんことを望んで、提案の理由の説明とする次第であります。

○委員長(高田なほ子君) どうぞ逐条説明も……。

○衆議院議員(武藤運十郎君) いかがいたしましたようか。逐条説明がござりますのですが……。

○委員長(高田なほ子君) この際提案者から逐条説明もあるがということでございますが、委員長としては、この

ございますが、委員長としては、この

○小林エ治君 ごく簡単に二、三分お聞きさせておきませんか。これは研究する前提出に、ちょっと提案者にただしたいことがあるのですが、よろしくお聞きますか。

○委員長(高田なほ子君) どうぞ。
○小林亦治君 提案者に伺いたいので
すが、この内容の趣旨の立法を単行法
で出すという話を伺つておつたので
す。ところがそうではなくて、補償法
の一部改正と相なつた。この間の事情
はどういうことでありますか。
それから第二は、本法は廻及しな

補償法の一部改正という形で出了たのは、その経過はどういうわけであるかというお尋ねでございます。実は最初に提案理由の御説明の際に申し上げました通り、この刑事補償法の改正問題につきましては、自民・社会両党による刑事補償法改正に関する合同委員会を設けたのでございます。その合同委員会の途中において、法務省当局の意見を見徴しました。法務省当局ではいろいろこの不起訴処分に対する賠償を与えることについて御意見がございまして、法務省の意向では刑事補償法の改正ということではなくして、単独立法ではなく同一の内容を盛ったものにした方がよいのではないかと考えますということでありました。そこで私どもが、それならば私どもはあえて刑事補償法の改正でなければ絶対にいけないということもありません。内容がほぼ同じであって、要するに被害者を早急に救済することができれば目的を達するわけでありますので、法務省のよろな第一線を担当しておる官庁の希望はなるべくして、成立を期そうというふうに考えたのであります。そこで法務省からその案の具体的なものの提案を求めましたところが、法務省から提出をされました。それを見ますと、ほぼ刑事補償法の私どもの企図しておる改正の内容と同一に近いものであります。ただ違うところは、第一に補償を与えるか与えないかを検察庁の任意としたことであります。与えることができると、いう規定にしようとしておることであります。第二は、その補償を与えるか与えないかの決定をする機関が裁判所ではなくして、当該検察庁

ります。私どもは合同委員会で審議いたしました結果、どうも与えるかいかを任意とするということはこれは困らぬものであるといふ建前から、これは困ります。しかし一方におきましては無過失賠償として補償をしなければならないものであるといふ建前からして検察庁でやつた処分を裁判所でやらせるということになりましては、あるいはいろいろな点で差しつかえも起るのではないかといふうに考慮しまして、その点は単独立法であれば検察庁でやらせてもよからうといふように思つたのであります。この意見に基きまして、両党合同委員会は、主として私が起草をいたしまして単独立法として案を作りました。そうしてそれを大体合同委員会の最終案のよんなものとして両党に持ち帰りまして、最終的な決定を求めたのでござります。わが日本社会党におきましては、はなはだ不十分ではあるけれども、一歩前進であるからして、それが自民党並びに法務省によって受け入れられて成立をするというのであるならば、この案でもやむを得なかろう。刑事審判法の一部改正といふことを取りやめてよろしいといふ決定になつたのであります。ところが自民党の方でどうも党議がまとまらない。技術的にも困難があるし、こういうものは政府提案とすべきものであつて、議員提案に適しないといふようなお説があつたのでございます。そこでどうもこの案は自民党としては受け入れられないという御回答でございました。私はここで、高橋法務委員長も政務次官もおられますべく、はなはだ

遺憾に考えました。この刑事補償法の改正に關する問題について合同委員会を持たれましたのは昨年の暮でござります。そのときに合同委員会を作ることについて私が確認を求めました。この合同委員会を作ることには私は異議はない。非常にけつこうでござりますが、刑事補償法を改正するかしないかを協議するのではなくして、刑事補償法の改正をするという建前でその技術的な面、具体的な面を共同作業をやろうじゃないか、両方から別の案が出ても、別の作業が行われてもむだがあるかもしれませんから、一緒に共同作業で仕上げようじゃないかという趣旨で丁解してよろしいかということを確認を求めてましたところが、そういう趣旨であるということをやつてきたのであります。ところがいよいよ最終段階になりましたして、これが成案になるときになりましたして、これは政府提案によるべきものであつて議員提案では不適当であるというお説であります。私どもの方から言わせるならば、もしこの刑事補償法の改正といふものが、政府提案によるべきものであつて、議員提案に適しないから、われわれは合同委員会には参加しないといふふうにお断わりがあつてしかるべきだと思うであります。しかしに議員提案をすべき建前のものと、共同作業を十数回にわたつてやつて参りまして、いよいよ成案ができ、しかも社会

党とすれば非常に不満足なものでござりますけれども、一步前進という意味で、法務省案をほんどのんだ形で成案にしたのであります。それが遂に受け入れられないというふうな形になつた次第でございまして、はなはだこの点は遺憾でございました。そこで元の振り出しに戻りまして、刑事補償法の改正ということと、社会党全員の賛成によつて社会党議員の提出案といふとの次第になつたわけでござります。経過といふお尋ねでございまして、少し長くなりましてまことに恐縮でございますが、そういう経過をたどつたのでございます。しかしながら私どもは決して合同委員会の案が自民党に受け入れられなかつたといたしましても、それによつてこの意図を捨てるものではございませんし、また今後さらに自民党諸君とともに協力をしていただきまして、ぜひひとつの案を成立させたいというふうに考えておる次第でございます。

○委員長(高田なほ子君) 他に御発言がなければ質疑は次の機会にお願いすることにいたします。

○委員長(高田なほ子君) 続いて罹災都市借地借家臨時処理法の一部を改正する法律案を議題に供します。提出者から提案理由の説明をお願いいたします。

○衆議院議員(高橋禎一君) ただいま議題となりました福災都市借地借家臨時処理法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

御承知のように、昭和二十一年罹災都市借地借家臨時処理法が制定され、戦災地における借地・借家人保護の措置がとられることになり、翌二十二年、火災・風水害等の災害にもその適用を見ることになり、自來、宮崎県延岡市の風水害を初め、福井市の地震、最近新潟市の火災等に至るまで、本法の適用を発動すること十九回に及んでおるのであります。

ところ、同法によりますれば、火災、風水害のあることに、そのつど、その地区及び災害を、法律をもって、一一指定する建前になつておりますため、過去の事例におきましても、たとえば、新潟市について見ましても、災害が国会閉会中であつたため、時間的に手おくれになり、本法の目的達成が不十分に終つたような事例もあるのであります。

当委員会におきましては、これらの経験にかんがみ、この際、地区及び災害の指定を政令に委任しよろとするものであります。すなわち、災害発生地の借地・借家関係の処理は、罹災住民の応急救助と同様に、きわめて急

速を要する問題でありますので、罹災都市借地借家臨時処理法の災害及び地区の指定は、現実に災害の調査に当る

ことが、すみやかに政令をもつて定めすることが、同法の趣旨に合致し、借地

借家関係の迅速適切な調整をはかるた

めに最も適当な方法であると考えるの

であります。

法案の内容は「法律」を「政令」と改

めるだけきわめて簡単でありますか

ら、省略させていただきます。

以上が提案の理由でござります。

とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可

決あらんことを御願いいたします。

○委員長(高田なほ子君) ありがとうございます。何

ございました。本案について御質疑の

おありの方は御発言をお願いいたしま

す。

○小林亦治君 これは当然なことで、

前に両三回、高橋委員長の御提案の際

に申し上げたことですが、とうからこ

れをやるべきことなんです。もう異議

ありません。賛成です。これはもうほ

とんどの委員の方々が前に、こういう

立法をしたらよからうという念を押さ

れておつたのが、今出たのであります

から、問題ないと私は考えます。

○赤松 寧子君 この問題については贊

成でございますが、この前も、たしか

新潟の場合、この問題に関連して法

律を問題にしたときに、火災の予防に

ついて当局の処置がどうなつていいか

といふようなことに対する御報告と

申しましょか、そういう点の御報告

をいたたくことが、一応各委員

から御発言があつたと思うのですけれ

ども、それはその後どういうような機

か、まだございましょうか。そりい

うことははどういうふうにお取り計らいいただけるものでしょうか。

○小林亦治君 今、赤松委員のおつ

しゃることは、私ども予定しておつ

られますか、お尋ねいたします。

○衆議院議員(高橋禎一君) 政務次官

がお答えになると思うのですが、その点についてどうお考えにおなりになつておられますか、お尋ねいたします。

○衆議院議員(高橋禎一君) 前に、今衆議院の方でこの問題について論議のあつたことを御参考に申し上げます。

おつしやつた意味の決議をしたいと思ひます。あらためて採決になつた瞬間に、私から一つ発議したいと思うのであります。

○委員長(高田なほ子君) ちょっとこの際、政務次官もおいでござります。

から、御質問申し上げたいと思いま

す。

○委員長(高田なほ子君) 前回の罹災都市借地借家臨時処理法の一部を改正する法律案、この審議の

際に、今赤松委員からも御発言になりま

したが、火災の原因の究明等につい

ては、きわめて大切な問題である、こ

ういうことで委員会としても、この問

題を非常に重く実は考へておつたので

あります。実はその後、委員会の御意

見もありましたので、私は警視庁に参

りまして、火災の原因を究明するため

の科学捜査のその姿を実は見て参つた

のであります。中に勤めておられる方々は非常に熱心に、またオーバー・

ワークをしてまでも、そのことのため

に非常な努力をされておりました。け

れども、拝見いたしますところによると、まことに狭い、言葉をかえてい

ならば、全く設備の整い切ぬ所で非

常に苦労をして仕事をしておられまし

た。これでは幾ら科学捜査をしてその

原因を除去すべきであるということを

言つても、これではありませんので

はないかというふうに考えられます

が、松原さんも現場をごらんになったことがあります。この点がおありかと存じますが、この点についてどうお考えにおなりになつておられますか、お尋ねいたします。

○衆議院議員(高橋禎一君) 政務次官

がお答えになると思うのですが、その点についてどうお考えにおなりになつておられますか、お尋ねいたします。

○衆議院議員(高橋禎一君) 実はこの法

案を衆議院本会議において説明いたしま

した際に、そのことを私は特に申し上

げておいたわけであります。そうし

て、なおこの法案の運用をすることによりまして、すなわち今まで法律を制定して、地区及び災害を指定するといふことは、国会だけの仕事で、政府は比較的これについて、この法制定といふことを関連して関係される場合が少なかつたわけであります。政令をもつてそれを指定するということになりますと、これは法務省なり建設省等がいろいろ災害の原因なり規模なりを検討して、そらして閣議にかけるわけであります。そらいたしますといふと、閣議において関係閣僚がこの災害に関する問題をいろいろ検討される、すなわち論議のあつたことを御参考に申し上げます。

○委員長(高田なほ子君) どうぞ。

○衆議院議員(高橋禎一君) 実はただいま赤松委員等からお話をございましたが、やはり衆議院の法務委員会においても、この災害の原因を明らかにして、その除去に努める、あるいはその災害の防止のいろいろの対策を政府が確立していかなければなりません。災害を犯罪捜査の面からのみ考えて、たとえば警察あるいは検察庁等において捜査をして、その原因を明らかにするというだけでは問題が解決しないわざでありますので、たとえば建設の関係とか、あるいははまた消防の関係とか、非常に広範囲にわたるわけでありまして、法務委員会においてその問題を調査検討する分野に属さない面も相まって、法務委員会においてその問題を調査検討する分野に属さない面も相應あるとのことです。これは法務委員会がこの問題については、今後国政調査等を通じて一つ徹底的に検討していくことになります。

○委員長(高田なほ子君) 松原政務次官にお答えをお願いします。

○政府委員(松原一彦君) 日本の火災

がいかにおびただしい損害をもつてお

るかということにかんがみまして、

火災の原因の探求は、私ども相当の法

務省におきまして、検察方面からも非

常に大切に考えておるところでござい

ます。従つて今衆議院の方の御提案も

ありましたように、この問題を将来に

わかつて各方面から総合的に研究する

ことにつきましては、もちろん賛成で

ところでは三十一年度予算も実施中なのであります、予算を作らうよな決議は、これはどうかと思われます、アドバルーンに終つてしまふよな懸念もございますので、とりあえず予算に關係

なく、現在の施設を十分に活用し、捜査上の良識をもってすればなお予防が十分可能であり、損害が最小限度に食いとめられると思いますので、その趣旨の決議を、これは形式の上では本法案とは全然別個でござりますが、この際にそういう決議をしたいと存じますので、一つ動議として本委員会に提出いたしたいと思います。

○委員長(高田なほ子君) 小林委員からのお動議に御賛成いただけますでしようか。

○羽仁五郎君 私大体において賛成な点ですが、ただやはり火災の原因の刑事的な、警察的な面だけの調査というのも、事実やはり私は根本的にはそういふことからくるのが多いのじやないか、で、火災の原因の究明というところからも、また警察的な活動の方ばかりが強くなつてしまつて、犯人をつかまえるといふようなことにばかりなつてしまつては非常に残念だ、もちろん

○委員長(高田なほ子君) 一松委員、小林委員の御趣旨も、そいつの方にあるのではないということはお察しをしておりますが、その実際の火災の原因である都市計画といふものが全くないということ、そして建築その他がそういう耐火になることが当然であるよな、そういうことにあるとお察しをしますので、どうかそういう方面にも重点を置く点において、十分そういうようやかな点を御留意願いたいといふように考へる次第であります。

の委員長の手元に届いておりますので、この際御披露申し上げたいと存じます。

○委員長(高田なほ子君) 速記をとめて朗読します。

○小林亦治君 それでは決議の案文を下さいます。

一、私どもは、私どもの国をすべての国民が、すこやかな勤労にいてしみ、生活を喜び、この国の民たることを誇りとするような國に仕上げねばならぬと思ひ詰めています。

二、こうした理想に近い國はいまやスエーデンはそうでしよう。国民一人当たり日本の十倍も二十倍も社会に近い國はあります。デンマークの強國を誇る米、英、仏、独のよ

うな社会保障の裏打ちがぜひ必要です。しかしそれは、この法案に次ぐものとして、後日完成を期することもできます。どうかぜひこの国会で、この売春禁止法案を成立させて下さい。お願い申します。

が侵すべからざる基本的人権の存在を確認し、個人の自由と尊厳を明らかにし、その奴隸的拘束を除去すべきことを宣言しているにもかかわらず、究春に関連してこれに反する事態のますます増加の傾向にあります。このような状況を黙過することは、善良の風俗の維持、保健衛生、女子の基本的人権の確保等の観点からとうてい許されないところであります。

で、すみやかにこれが対策を樹立して、その実効を期さなければならぬものと考えるのであります。

道徳観念の高揚、衛生思想の普及向上を要請されることはもとよりであります。ですが、これと同時に、児童を助長する行為等を処罰する諸規定を整備強化することともに、社会政策的見地から、その性格、行状または環境に照らして児童を行なうおそれのある女子に対し、保護更生の措置を講すべき総合的文化立 法制定の必要が痛感される次第であります。

従来のこれに対する立法措置といたしましては、「ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く法務省関係命令の措置に關する法律」にあります「婦女子に賣淫をさせた者等の処罰に関する勅令」、刑法、児童福祉法、労働基準法、職業安定法、風俗営業取締法、性病予防法等があり、さらに地方公共団体が各地の状況に応じそれぞれ制定した取締条例があつて、それらの運用によつて、これに対処して参つたのであります。が、これらの法令は、その制定の時期、立法目的等を異にしてゐるため、これを総合的、統

一的に運用することは実事上少からぬ困難があつて、十分その実をあげてゐるとは申せない状態であります。そのため、かねてから総合的立法措置の必要が叫ばれていたのですが、遂にその実現を見ず、昭和三十年度二十二回国会においては、売春等処罰法案が重ねて衆議院において提出されましたが、同年七月十九日の同法務委員会において否決され、その際「いわゆる売春等に関する諸問題につき、すみやかに抜本的総合策を樹立し、これを実施する必要があり、政府としては内閣に強力なる審議機関を設け、その議を経て行政措置、立法的措置、予算的措置等総合対策を策定し、国会の審議を要するものについては次の通常国会に提出すべきである」との決議がなされたのであります。

他方、政府としては、昭和二十八年十二月当時の内閣の閣議決定により設けられたる売春問題対策協議会から、昨年九月二日、内閣にいわゆる売春問題対策について答申がなされ、さらに上述いたしました衆議院法務委員会の決議もありましたので、緊急に法律審議を立案する必要があるため、十月二十八日閣議決定をもつて内閣に売春問題連絡協議会を設け、前記答申内容を検討する一方、法律案作成の準備を進めたは関係大臣の諸間に応じ、売春対策に関する重要事項を調査審議するたとし、今国会に総理府設置法の一部を改正する法律案を提出し、その成立によると、売春対策審議会を設けることの恒久的機関として、新たな構成大臣までもとに、売春対策審議会を設けることをとし、今国会に総理府設置法の一部を改正する法律案を提出し、その成立によると、

後、同法律に基く審議会の発足と同時に、立法措置を含めて総合対策を諸議論いたしましたところ、去る四月九日答申第一号として、売春等の防止及び規制に關する立法措置について適切な答申を得ましたので、これに基きまして関係各機関相協力して慎重に立案に當り、ここにこの法律案を提出する運びに至つたのであります。

次に、この法律案の骨子ともいふべきものについて御説明申し上げます。

第一、この法律案におきましては、法律の目的を明らかにし、売春の反社会性を明確にするとともに、これが防止の対策としては、売春を行おうおそれのある女子に対する保護更生の措置を講じ、他方、単なる売春行為それ自体はこれを刑罰の対象とせず、主として、売春の周旋、困惑等による売春、売春をさせる契約、場所の提供、対價の收受、前貸し、いわゆる管理売春、資金提供など、売春を助長する各種の行為を刑罰をもつて取締ることとして、

第二、保護更生措置としましては、既存の公共の福祉に関する施設の活用、現行法令の適切な運用をはかるほかに、新たに都道府県に性格、行状または環境に照らして売春を行おうおそれのある女子及びその家庭につき必要な調査指導を行い、あるいは相談に応じるために婦人相談所を設置することとし、このような女子を発見し、その相談に応じ、必要な指導を行う婦人相談員を都道府県には置くこととし、市には置くことができることとし、なお、都道府県は、右の要保護女子のうち必要と認める者につきましては、収容保護を行ふための婦人保護施設を設置することができることとし、

第三、婦人相談所、婦人相談員あるいは婦人保護施設の設置、その他都道府県または市の支弁する所要費用については、国が一定額を負担または補助することとし、

第四、この法律の適用に当たりましては、国民の権利を不当に侵害しないよう留意すべきことを明らかにし、

第五、最後に、いわゆる売春婦あるいは売春業者の保護更生または転廻業のための一定の猶予期間を設け、保護更生に関する規定を刑事処分に関する規定より先に施行するものとし、また規定により先に施行するものとし、また売春に関する地方条例との関係を明確にいたしました。

以上立法の趣旨及び本法案の要点につき御説明申し上げました。もとより、法律のみをもって直ちによく売春防止の目的を達成し得るものとは考えませんが、関係行政措置の推進と国民の協力のもとに、この法律の適切な運用を行ななれば、必ずや見るべき効果をあげ得ることと確信いたしました次第であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを希望する次第であります。

○理事(宮城タマヨ君) ありがとうございました。

○理事(宮城タマヨ君) 審議の中途でございますが、委員の変更について御報告いたします。本日付をもつて猪川孝夫さんが辞任され、その補欠として藤原道子さんが選任されました。以上御報告申し上げます。

○理事(宮城タマヨ君) では統いて逐条説明をお願いいたします。

○政府委員(長戸寛美君) 私から法務省所管部分について逐条説明を申し上げます。

明書というものが差し上げてございます。お手元に充春防止法逐条説明書といふのが差し上げてございます。それで、それをごらんになりながら御聴取願いたいと思います。

第一条は充春の定義を定めたものでございます。充春という言葉がすでに社会通念として熟しておるということとで、特に定義の要はないのではないかと。いうふうな御意見もあるようございまます。この法律におきます構成要件の重要な基礎的な用語でございますので、第二条におきまして特に定義を設けた次第でございます。「対償」と申しますのは、充春をすることに對する反対給付としての経済的利益であり、対価または報酬と同じ意味であります。なお、対償は、充春の相手方自身から直接に受けける場合はもちろん、第三者から間接に受けても、あるいは、相手方にかわってこれを負担する第三者から受けても、対償であることに變りはありません。従いまして松元事件のような場合におきましても、対償を受けたというふうにあるとは言い得るかと思ひます。

「不特定」の相手方とは、性交するときに不特定であるという意味ではなく、不特定の人間の中の任意の一人という意味であります。大きっぽく申しますと、対償さえ受けければ不特定な範囲の中から相手を選ばないで性交するものが充春であるということになります。従つて、特定した相手方と性交することは、充春の中には含まれないわけであります。

いわゆる性交類似行為は、例えば男娼あるいは歌姫と称するようなものは、ここにいう売春の中に含まれております。売春の主体は女性に限らず、男性であっても差しつかえない。最近におきまして男が有閑マダムなどにこびり売るというものがあるようあります。

して、そういうふうな男性を主体とする売春もここに賣う売春であります。

その実態は必ずしも明らかではないのでありますけれども、社会の善良の風俗を乱すという点においては女性の場合と変わらないといふに考えられます。

第三条は、売春をし、またはその相手方となる行為の禁止を宣言したもの

であります。ただ、この規定に違反した場合の罰則は定めてありません。こ

れを処罰すべきであるというふうな見解にも相当の理由はあると思われます

が、第六条から第十五条までにおきまして売春を助長する行為を厳重に処罰することといたしまして、他方第三章

において女子に対する保護更生の措置を講ずることにいたしました結果、売

春をする者の数は相当減少するものと予想されるわけであります。しかも、

第五条の勧誘等の規定の適用によります。さらに、売春をし、またはそ

の相手方となる行為のよう、立証が

極度に困難であり、かつ、徹底的な立証をしようとすれば、人権侵害の非難され生じ得る行為につきましては、この際は立法政策上これを除外するのが妥当であるというよりは観点から、これ処罰しないという態度をとつたのであります。

第四条は、第二章の罪の検査に当る警察及び検察官の職員等この法律の実施に携わる者に対する注意規定を特に置いた次第であります。

第五条は、売春をしようとする者がみずからその相手方を勧誘する行為等

のうちで、社会の風紀を害し、一般市民に迷惑を及ぼすものを取り締る趣旨であります。これによりまして、常習

なりの程度まで処罰することができる

と、かように考えております。第五条の主体は売春を行う者自身でございます。

第一号は、売春をする者がみずから勧誘する行為を規定しております。「勧

誘」と申しますのは、特定の人に対し、積極的に、売春の相手方となるよう

に勧めることであります。言葉によつて勧誘するのが普通でありますけれども、身ぶり、動作によつて行う場合も考

えられます。「公衆の目にぶれるようない方法」と申しますのは、第二号にあ

ります「道路その他公共の場所で」というよりもやや広い概念であります。

第二号は、勧誘の準備行為のうちで、特に公衆の迷惑になるような行為

を規定したものであります。「公共」の場所と申しますのは、売

店、ダンスホールその他公共の娯楽場」という言葉があり、あるいは第一

条の第十三号には、「公共の場所において多数の人に対しても粗野もしくは乱暴な言動で」という言葉がありますように、「公衆の利用し得る場所

を意味するのであります。ただし第六条の第二号におけるように、「公衆の利用し得る場所」とは、前条の一号のように「公園などはもとより、興業場のようないものも、やはり、これに入る、かくよう

に考えております。

第三号は、勧誘のように積極的に人に勧めるのではありませんが、みずか

ら売春をする意思のあることを多数の人表示し、相手方となる者の申し込

みを待つ行為を規定したものであります。前段の方は、売春をする場合であります。後段の方は、売春をする場合であります。

第三号は、親族の情誼を利用して、やむを得ず売春をせざるを得ないようになります。

第一項前段は「勅令」第九号の第一条と同じであります。

後段は、親族の情誼を利用して、やむを得ず売春をせざるを得ないようになります。

第一項は、前条の罪を犯した者に閲

者に處罰がございません。従いまして客引きが勧誘する以上は、公衆の目に触れるような方法によらない場合でも処罰されます。

第二項は、二項の未遂を規定しております。

第八条は、売春によって得られた利益の分け前にあずかる行為の处罚規定であります。

第一項は、前条の罪を犯した者に閲

者に處罰がございません。従いまして、前条の罪の加重化ができます。前条の罪によつて行われた売春がここにいう

「その売春」に当るわけでありますからして、後になつてその一部をでも收受すれば、新たに不法な圧力を加えなく

下の懲役」というふうにされております。

第二項は、暴行または脅迫を手段とした場合であり、刑法の強要罪特別罪として、刑法よりも重く处罚し得るこ

とにいたしました。強要罪は「三年以下の懲役」というふうにされております。

第三項は、「二項の未遂を規定してあります。

第六条は、前条の罪を犯した者に閲

者に處罰がございません。従いまして、本条は、売春をさせることの目的で、

親族関係による情誼を悪用して売春を

対価を要求し、その結果として売春を続けることとなることを防止するため

に、これを規定しているわけであります。

第九条は前貸し等の禁止規定であります。本条は、売春をさせる行為の处罚規定であります。このような行為は、経済的な利益によつて人の自由を拘束し、心ならずも売春をさせるおそれが多い上に、従来も、売春と密接な関係を保つておりましたので、本条によつてこれを防止しようとしたわけであります。

供与する財産上の利益にあります。供与する財産上の利益には、何らの制限もありません。金銭、

動産等を交付することはもとより、債

このことのできるあらゆる利益を包含しております。ただ、「前貸その他の方により」という制限が置いてありますので、売春をする意思のある者とする経済的取引がすべてこれに当るのでではなく、相手方に對して何らかの影響力を及ぼし、これに売春をする意思を生じさせ、またはこれを強めるような方法を用いた場合に限られるのでありますとして、その最も普通の方法として、前貸しを例示しているわけであります。でも、無償で利益を与える行為なども、これを受ける者に心理的な拘束力を持つことが多いわけでござりますから、ここにいう「その他の方法」に入ることがあると思います。利益の供与は、売春をする者に対してもっとだけではなく、第三者に対してもする場合であっても含まれます。従つて子に売春させるために親に前貸しをする行為は、本条によって処罰されます。かように考えております。

第二項で未遂を罰することにいたしました。
ております。これは契約の申し込みました
たは承諾の段階から処罰ができること
としているわけであります。

第十一条は、充奉を助長するおそれ
のある行為のうち、最も行われ易い場
所の提供を処罰する規定であります。

項にはあたりません。」こう書いてあります、たとえその回数が多くても第一項の単純な場所提供罪であって、この二項の方には当らないという趣旨でござりますが、しかしその回数が非常に多くなってくるという場合におきましては、二項の業体犯が成立する場合もあるうかと考えております。

い、かよろしく考えております。充電をさせられる者の数には別段の制限がありません。なお充電をさせる場所についても制限がございませんからして、自己の占有する場所で行わせる場合でも、また他の場所に行って行わせる場合でも本条が成立する。従っていわゆる派出するというような状態もこの二条によって处罚の対象となるわけでございます。

提供を業とする者及び前条の充春をさせることを業とする者を助長する行為のうち特に悪質なものを通常の助長犯よりも特に重く処罰する趣旨の規定であります。本条に規定する行為は資金、土地または建物の提供であります。提供した資金が充春に関する営業活動に用いられていることを知った後、容易に回収できるのに手形の書きかえをした場合には、新たな提供として处罚の対象となる、かように考えます。

第十四条は両罰規定、第十五条は併科の規定でござります。

第二項下未遂を罰することにいたしました。これは契約の申し込みました承諾の段階から处罚ができるとしているわけであります。

第一項は、単純な場所の提供であります。「売春を行ふ場所」というのは、売春行為に使用される場所のことでありまして、主として建物またはその一部がこれに当ると思いますが、その他建造物やあるいは自動車などもこれに入る。「提供」と申しますのは、売春に利用し得る状態に置くことでありまして、貸与その他の処分をする権限のある者が占有権を移す場合はもとよろしく、場所を事実上占有している者が、一時的に使用を許可するような場合も含まれるのであります。建物または部屋を貸しました後に事情を知った場合に、これを理由として賃貸料を引き上げをしたり、あるいは容易にその部屋の返還を求めることができるのに、から、本項の罪が成立する、かように考えております。

第二項は、場所の提供を業とした場合の处罚規定であります。業とすると申しますのは、単に継続的に行ふ意思をもつてするだけではなくて、一個の業体としてする必要があると考えております。このしまいの方に、「旅館業等を営む者がたまたま売春の場所を提供したときは、その回数が多くても、前項の罪」——すなわち単純な場所の提供罪——が成立するのは格別、本

第一項は、売春を助長するおそれのある行為のうち、最も行われ易い場所の提供を处罚する規定であります。

第一項は、売春を行ふ場所」というのは、売春行為に使用される場所のことでありまして、主として建物またはその一部がこれに当ると思いますが、その他建造物やあるいは自動車などもこれに入る。「提供」と申しますのは、売春に利用し得る状態に置くことでありまして、貸与その他の処分をする権限のある者が占有権を移す場合はもとよろしく、場所を事実上占有している者が、一時的に使用を許可するような場合も含まれるのであります。建物または部屋を貸しました後に事情を知った場合に、これを理由として賃貸料を引き上げをしたり、あるいは容易にその部屋の返還を求めることができるのに、から、本項の罪が成立する、かように考えております。

第二項は、場所の提供を業とした場合の处罚規定であります。業とすると申しますのは、単に継続的に行ふ意思をもつてするだけではなくて、一個の業体としてする必要があると考えております。このしまいの方に、「旅館業等を営む者がたまたま売春の場所を提供したときは、その回数が多くても、前項の罪」——すなわち単純な場所の提供罪——が成立するのは格別、本

項にはあたりません。」こう書いてあります。しかし、その回数が非常に多くなってくるという場合におきましては、二項の業体犯が成立する場合もありますが、これはたまたま行わられるならば、たとえその回数が多くても第一項の単純な場所提供罪であって、この二項の方には当らないという趣旨でござります。この種の行為は、売春を助長する行為のうちで最も悪質なものとして、特に处罚の必要が痛感されるものであります。自己の占有する場所と申しますのは、所有権、賃借権その他の権利に基いて占有する場所をいい、管理する場所と申しますのは、事実上その場所の使用について相当程度の発言権を持つて居る場合、たとえば自分で賃借人にはなっていないけれども、貸貸人との間の特殊な関係によってその場所にだれが居住するかについてある程度指図ができる場合などをいうの

です。これらの場所に人を居住させ、これに売春させることを事業とすれば本条の罪が成立する。いわゆる賃貸敷業はもちろん、娼婦寮屋といわれておるものの中多くはこの自己の占有する場所に人を居住させてこれに売春をさせているといえるわけでございますが、今後はアパート等に人を居住させ、呼び出し等の方法によつてこゝに売春をさせる場合、すなわち管理しましたは指定する場所に居住させて売春させる方法のとられる場合が多

付則に飛びまして、第一項は施行期日を定めた規定でございます。この法律は本来ならば直ちに実施し、一挙にその目的を達することが望ましいのでありますけれども、第三章に規定する保護更生の措置を講ずるには、施設人員配置その他の面で相当の準備を必要といたしますので、第一章及び第二章の規定は、昭和三十二年四月一日から実施することとし、また第二章の刑事処分に関する規定は、充春に關係している者が自発的に転業その他の措置を講じ得るための猶予期間を設ける趣旨で、一年おいた昭和三十三年四月一日

第二項は勅令九号の廃止の規定でござります。

第三項はその経過規定であります。

第四項は地方条例との関係を規定いたしてあります。第四項はこの法律の施行が地方公共団体の条例に及ぼす効力を明らかにした宣言的な規定であります。従来は地方条例が出ておつたわけでもございますが、この法律では充春を助長する行為を初め、充春をする者の勧誘行為等を広く処罰することにいたしましたので、これによりましてこの法律に規定する行為はもちろん充春をし、またはその相手方となる行為、その他充春に關係する一切の行為は、すべてこの法律によつて規律しようとする國の意旨が、これは規律しようとするとする國の意旨が明らかとなるわけでござります。ここに二十一ページに「取締らうとする國の意見」とございますが、これは規律しようとするとする國の意旨が、いうふうに訂正いたしたいと思いましてその趣旨を明らかにしたのであります。従つて國の意旨に反することとなるいわゆる充春条例の規定は當然無効となるわけでありますので、本項においては、従つて國の意旨に反することとなるいわゆる充春条例の規定は、当然無効となるわけであります。これによつて条例を廢止する、こういう創設的な効力を規定したものではない、いわゆる宣言的な規定にすぎないわけであります。なお性交類似行為を取り締りの対象とする条例は、この法律の施行によつて何らの影響をも受けないと、かように考えております。充春及び充春助長行為に関する処罰規定のみが失効するのであります。まして、性交類似行為を取り締りの対象とする条例及びその罰則規定は影響を受けない、かように考えております。

第五項はその経過規定を定めたものでございます。私どもの関係の部面を申し上げました。

○理事(宮城タマヨ君) ありがとうございました。本案について御質疑のおありの方は順次御発言願います。

厚生省の社会局生活課長の河角さんが見えておりますから、引き続きましてこの充春防止法の第三章の関係の逐条説明をお願いいたします。

○説明員(河角泰助君) それでは第三章の保護更生の部面について補足的に説明させていただきます。

第十六条は婦人相談所の設置並びに業務に関する規定でございます。提案理由の御説明の中にもございました通り、要保護女子の保護更生の措置につきましては、既存の関係諸法例の適用と、それから公共の福祉に関する諸施設の十分な活用に待つところが大でございますが、その統一的な窓口機関といたしまして、婦人相談所といふものを設けることにしたのでござります。

第一項は、都道府県に婦人相談所の設置義務を課した規定でございます。

二項は、業務に関する規定でございまして、婦人相談所の対象となりま

す女子は、性行または環境に照して充春を行うおそれのある女子でございまして、いわゆる充春婦であつた人々はもちろん、充春の経験のない放置しておけばそういった環境に転落するというおそれのある家出娘のようなもの、そりいつたものを考えておりま

す。従つて充春の有無の経験は問わないとおもてございます。これらの要保護女子に関して、保護更生の中心機

関となりまして、相談、調査、判定、指導あるいは一時保護の業務を行なうわけでございます。

三項は、婦人相談所の職員に関する規定でございますが、職員の資格要件等につきましては、後段の政令で定めることでございます。

四項は、一時保護施設の設置に関する規定でございますが、婦人相談所が相談業務を行なうに当りまして、要保護女子のうちには、適当な宿所のないものもございましょうし、あるいは緊急

に収容、保護する必要もありますので、相談所で措置がきまる間、一時保護施設を設けましてこれに入れておく

く、そのためには婦人相談所に一時保護施設を設置しなければならないとされ

ているわけでございます。

第五項は、政令に委任いたしました政令委任の規定でございまして、婦人相談所の設備、運営に関する基準でありますとか、職員の資格要件、こう

いったよろんなものを考えております。

第十七条は、婦人相談員に関する規定でございます。婦人相談員につきましては、都道府県につきましては義務

設置、市につきましては任意設置とさ

れています。要保護女子につきまし

て、その発見あるいは生活の問題、職業の問題、健康の問題、婦人保護施設入所の問題等々の問題について相談に応じ、また関係施設へのあつせんその他必要な指導を行うことを業務といたします。

十八条は、婦人保護施設に関する規定でございます。婦人保護施設は、要

保護女子のうち、生活指導であります

とか、職業訓練、授産、就職の助成等を行う必要がありますものを収容する

施設でございます。もちろん婦人保護

とはもちろんでございますけれども、各府県の充春環境の相違等からいたしまして、一律に設けることが困難でござりますので、一応各府県の任意設置といたしたわけでございます。

十九条は、民生委員等の協力を規定いたしましたものでございますが、もちろん福祉事務所であるとか職業安定所、あるいは婦人少年室といいましたような公共の福祉に關しまして諸機関、諸施設も、それぞれその本来の職務の線に沿つて、こういった女子の保護更生に携わっているわけでございま

すが、そういう公共の諸機関については従いまして特に規定いたしておりませんが、ここにあげられておりますのは、民間団体者、奉仕的なものについて、その協力を期待する事が大きいためでございまして、念のために規定したわけでござります。

二十二条は、これらの仕事を行ないます。すにつきまして、それぞれ都道府県及び市が費用を支弁するという規定でござります。婦人相談所の設置あるいは職員の配置、それから婦人相談員の設置、収容施設を設置する費用、それから一時保護施設や、あるいは収容保護

の設置、相談所の職員の費用、それから婦人相談員の設置の費用につきましては、必要なこと

は、それそれ十分の五ないし十分の八以内を補助することができる規定でござります。

付則に移りますが、保護更生の部面は昭和三十二年四月一日から施行になります。

それから付則の六項、社会福祉事業法の一部を改正いたしまして、要保護女子の保護更生に関する事業のうち、

収容保護施設を經營する事業を、その性格にかんがみまして、社会福祉事業法の第一種社会福祉事業に加えること

にいたしたものでございます。

付則の七項は、婦人相談所及び婦人相談員に対しましての負担規定の関係で、地方財政法に所要の改正を加えます。

简单でございますが、説明をいたしました。

するといふ規定でございます。相談所の設置、相談所の職員の費用、それから婦人相談員の設置の費用につきましては次回に繰行することにいたしまして、本日はこれでもって散会いたします。

午後四時十三分散会

四月二十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、刑事補償法の一部を改正する法律案(來)

二、刑事補償法の一部を改正する法律案(來)

三、刑事訴訟法によつて未決の抑留又は拘禁を受けた者が、当該

訴棄却の裁判を受けた部分について、第二十五条の規定により補償を請求することができる事由がない場合を含む。(以下同じ。)」を加え、同条に次の二号を加える。

第三条第二号中「有罪の裁判」の下に「(免訴又は公訴棄却の裁判)を受けた場合において、当該免訴又は公訴棄却の裁判を受けた部分について、第二十五条の規定により補償を請求することができる事由がない場合を含む。」を加え、同条に次の二号を加える。

四月二十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、刑事補償法の一部を改正する法律案(來)

二、刑事訴訟法によつて未決の抑留又は拘禁を受けた者が、当該

訴棄却の裁判を受けた部分について、第二十五条の規定により補償を請求することができる事由がない場合を含む。」を加え、同条に次の二号を加える。

第三条第二号中「有罪の裁判」の下に「(免訴又は公訴棄却の裁判)を受けた場合において、当該免訴又は公訴棄却の裁判を受けた部分について、第二十五条の規定により補償を請求することができる事由がない場合を含む。」を加え、同条に次の二号を加える。

ちよつと速記をとめて……。
〔速記中止〕

○理事(宮城タマヨ君) 速記をつけて下さい。

それでは本案につきましては次回に繰行することにいたしまして、本日はこれをもって散会いたします。

午後四時十三分散会

四月二十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、刑事補償法の一部を改正する法律案(來)

二、刑事補償法の一部を改正する法律案(來)

三、刑事訴訟法によつて未決の抑留又は拘禁を受けた者が、当該

訴棄却の裁判を受けた部分について、第二十五条の規定により補償を請求することができる事由がない場合を含む。」を加え、同条に次の二号を加える。

第三条第二号中「有罪の裁判」の下に「(免訴又は公訴棄却の裁判)を受けた場合において、当該免訴又は公訴棄却の裁判を受けた部分について、第二十五条の規定により補償を請求することができる事由がない場合を含む。」を加え、同条に次の二号を加える。

四月二十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、刑事補償法の一部を改正する法律案(來)

二、刑事訴訟法によつて未決の抑留又は拘禁を受けた者が、当該

訴棄却の裁判を受けた部分について、第二十五条の規定により補償を請求することができる事由がない場合を含む。」を加え、同条に次の二号を加える。

第三部 第三十九号

第三部 第三十九号

ならないこと又は公訴を提起するに足りる犯罪の嫌疑がないことを理由として公訴を提起しない処分をしたときは、速やかにその旨及びその理由を書面で当該被疑者に通知しなければならない。

四月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、大阪拘置所の茨田横堤町移転に関する請願(第一三〇四号)

第一三〇四号 昭和三十一年四月十八日受理

大阪拘置所の茨田横堤町移転に関する請願(第一三〇四号)

第一三〇四号 昭和三十一年四月十八日受理

「政令」に、「第二十五条の二の法律施行の日」を「第二十五条の二の政令施行の日」に、「第二十五条の二の法律施行の際」を「第二十五条の二の政令施行の際」に改める。

第二十七条第二項中「法律で」を「政令で」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正前の昭和都市借地借家臨時処理法第二十五条の二及び第二十七条第二項の規定に基く法律で定められた災害及び地区に関するは、なお従前の例による。

第三条 何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない。
(適用上の注意)

第二章 刑事処分

第四条 この法律の適用にあたつては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第五条 売春をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

(勧誘等)

一、公衆の目にふれるような方法市編入の際の条件であつたのであるから、実施調査の上、大阪拘置所を茨田横堤町に移転せられたいとの請願。

目次

第一章 総則(第一条～第四条)

第二章 刑事処分(第五条～第十

五条)

第三章 保護更生(第十六条～第十

二十二条)

五月二日本委員会に左の案件を付託された。

一、売春防止法案
二、売春防止法

三、売春をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

(勧誘等)

一、人を脅迫し、又は人に暴行を加えてこれに売春をさせた者は、三年以下の懲役又は三年以下の懲役及び十万円以下の罰金に処する。

(賣春の収受等)

二、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせる業)

三、人を自己の占有し、若しくは管理する場所又は自己の指定する場所に居住させ、これに売春をさせることを業とした者は、十

(資金等の提供)

四、前二項の未遂罪は、罰する。

(對價の收受等)

五、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

六、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

七、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

八、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

九、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

十、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

十一、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

十二、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

十三、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

十四、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

十五、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

十六、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

十七、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

十八、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

十九、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

二十、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

二十一、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

二十二、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

二十三、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

二十四、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

二十五、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

二十六、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

二十七、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

二十八、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

二十九、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

三十、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

三十一、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

三十二、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

三十三、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

三十四、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

三十五、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

三十六、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

三十七、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

三十八、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

三十九、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

四十、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

四十一、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

四十二、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

四十三、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

四十四、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

四十五、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

四十六、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

四十七、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

四十八、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

四十九、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

五十、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

五十一、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

五十二、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

五十三、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

五十四、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

五十五、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

五十六、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

五十七、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

五十八、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

五十九、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

六十、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

六十一、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

六十二、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

六十三、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

六十四、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

六十五、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

六十六、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

六十七、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

六十八、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

六十九、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

七十、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

七十一、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

七十二、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

七十三、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

七十四、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

七十五、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

七十六、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

七十七、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

七十八、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

七十九、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

八十、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

八十一、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

八十二、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

八十三、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

八十四、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

八十五、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

八十六、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

八十七、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

八十八、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

八十九、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

九十、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

九十一、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

九十二、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

九十三、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

九十四、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

九十五、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

九十六、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

九十七、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

九十八、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

九十九、前二項の未遂罪は、罰する。

(賣春をさせた者は、五年以下の罰金に処する。

一百、前二項の未遂罪は、罰する。

昭和三十一年五月十九日印刷

昭和三十一年五月二十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局